平成21年(行二)第213号 公金支出差止(住民訴訟)請求控訴事件 控訴人 深澤洋子外37名 被控訴人 東京都知事外4名

証拠説明書(甲A19)

平成22年12月17日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 谷合 周三

			T		
号証	標目(原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 A	人見第2意見書=	写	22年11月3	人見 剛 立	1 本件原判決である東京地裁判決が、治水負
1 9	八ッ場ダム住民訴訟	L	0 日	教大学教授	担金の違法性判断において、最高裁1日校長
	に関する意見書-東				事件の判断基準を援用したことは、誤りであ
	京地裁判決の治水問				ること、
	題に関する判示に関				2 上記最高裁判決は、4号請求の事案である
	して				のに、原判決は、本件における1号請求にも
					上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用し
					た点で誤りがあること、
					3 上記最高裁判決は、先行行為の権限機関
					(教育委員会) の判断を、財務会計行為の権
					限機関(知事)が尊重する必要があるという
					特殊事案における判断基準を示したものであ
					るのに、
					原判決は、上記のような特殊事案ではな
					く、先行行為の権限機関(国土交通大臣)の
					判断を、都知事が尊重しなければならないよ
					うな関係にはなく、河川法63条の要件を充
					足していなければ支出が違法となる事案であ
					るにもかかわらず、漫然と、上記最高裁判決
					の基準を援用した点で誤りがあること、
					4 本件八ッ場ダム建設計画、河川法63条に
					基づく負担金支出命令が適法であることにつ
					いては、被控訴人側に主張立証責任があるの
					に、実質的に、控訴人に、その主張立証責任
					を転換させた点で、原判決に誤りがあること
					等。